

# 神戸港港湾計画書

— 一部変更 —

平成 22 年 7 月

神戸港港湾管理者  
神戸市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成17年11月 神戸港港湾審議会
- ・平成18年2月 交通政策審議会第17回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成18年3月 神戸港港湾審議会
- ・平成19年2月 神戸港港湾審議会
- ・平成19年3月 交通政策審議会第23回港湾分科会
- ・平成20年3月 神戸港港湾審議会
- ・平成20年11月 神戸港港湾審議会
- ・平成21年10月 神戸港港湾審議会
- ・平成21年11月 交通政策審議会第36回港湾分科会

の議を経た神戸港の港湾計画の一部を変更するものである。

# 目 次

変更理由 .....	1
1 公共埠頭計画 .....	2
2 国際海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設 ...	3
3 土地利用計画 .....	3

## 変更理由

ポートアイランド地区において、青果物等の在来貨物の取り扱いの効率化を図るとともに、新たな産業用地を創出するため、公共埠頭計画及び土地利用計画を変更する。

## 1 公共埠頭計画

野菜や果物などの外貿貨物を取り扱うため、公共埠頭として、以下の施設を追加する。

### [公共埠頭計画]

ポートアイランド地区

水深12m 岸壁1バース 延長300m

[既設の変更計画] P I - D

埠頭用地 1 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[既設の変更計画]

### 既設

水深12m 岸壁1バース 延長300m (コンテナ船用) P I - D

埠頭用地 8 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

## 2 国際海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設のうち、国際海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設として、以下の施設を追加する。

[国際海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設]

ポートアイランド地区

水深12m 岸壁1バース 延長300m

[既設の変更計画] P I - D

## 3 土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を次のとおり変更する。

(単位：ha)

用途 地区	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	都市機能 用地	交通機能 用地	危険物取扱 施設用地	緑地	合計
ポートアイランド 地区	(55) 55	(207) 207	(7) 7		(17) 17	(3) 3	(18) 21	(307) 351

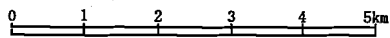
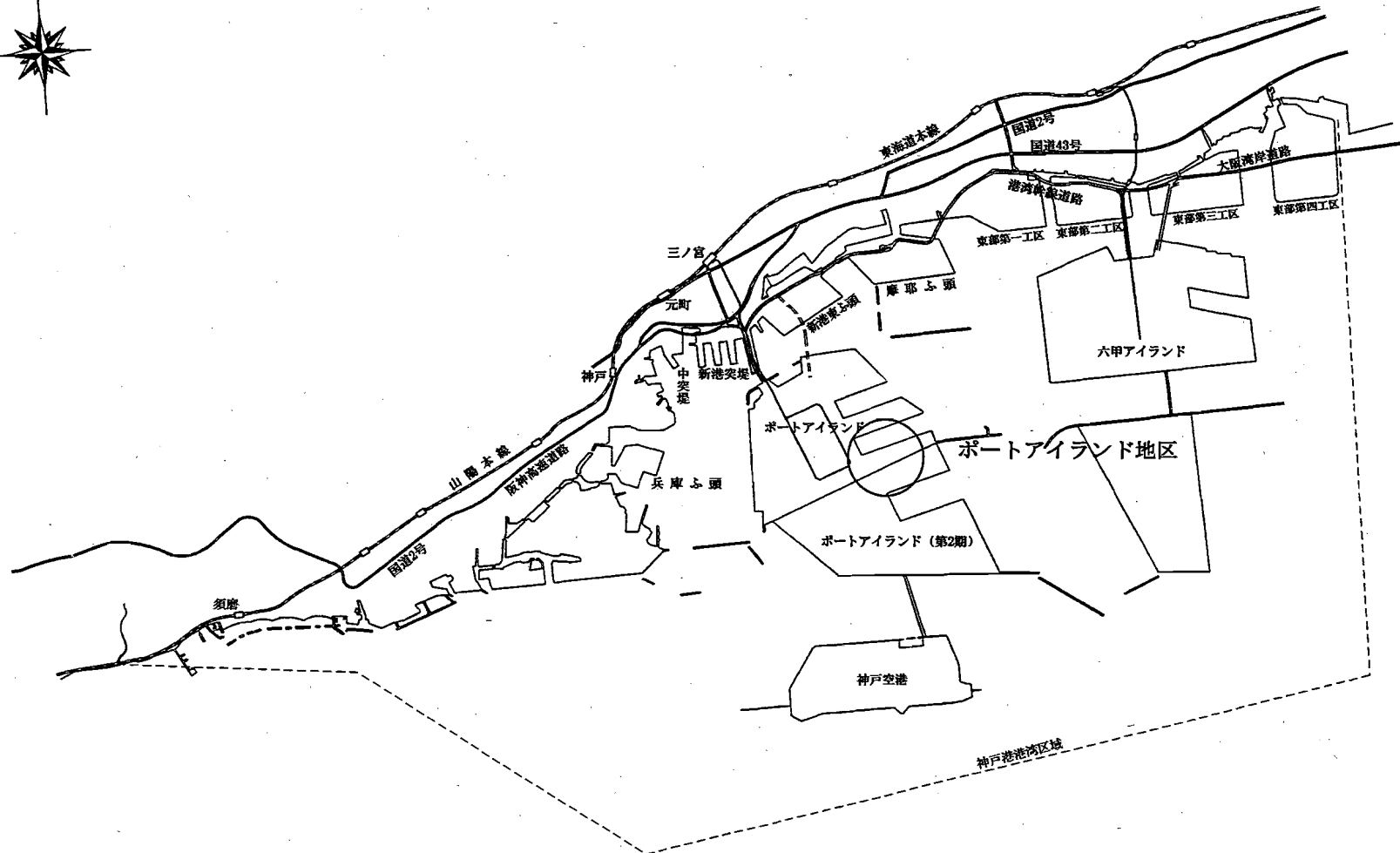
注1) ( )内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内数の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

# 神戸港港湾計画位置図

S=1/70,000



凡 例	
○	計画変更箇所